

広島県告示第四百三十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十九年八月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

緑井八丁目地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線、標柱二号から四号までを昭和六十二年十二月二十四日広島県告示第千百九十一号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿つて結んだ線、標柱四号と五号を結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱二号、三号及び四号は告示で指定した土地に存する標柱三号、二号及び一号と同一とする。

郡市・区	町	字	地番	標柱番号
広島市 安佐南区	緑井八丁目		三五八番	標柱一号
	緑井町	上山	五〇三二番二	標柱二号及び三号
	緑井八丁目		三四二番一八地先道路敷	標柱四号
			三六一番	標柱五号